

自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドライン

第1 目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラは、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には事件の早期解決に役立つものとして、市民の関心も高まっています。

また、自主防犯組織等による防犯活動を補完することで犯罪抑止効果の高まりや地域住民の防犯意識の向上、自主防犯活動の活性化、地域のきずなの強化にもつながる相乗効果が期待できるものです。

一方で、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、その設置及び運用には十分な留意が必要です。

このガイドラインは、プライバシーや個人情報の保護の観点から、自治会等が防犯カメラを設置する際に最低限配慮すべき内容を取りまとめたものです。ガイドラインを参考に防犯カメラを適正に設置・運用していただきますようお願いいたします。

2 対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、犯罪の防止又は抑止を主たる目的として、道路、公園等、不特定多数の者が利用する場所に向けて常設する画像記録機能を有するカメラのことをいいます。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって考慮すべき事項

1 防犯カメラとプライバシー

防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律等」に定められている個人情報として保護の対象となります。プライバシーや個人情報の取り扱いには十分に留意することが必要です。

2 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用にあたっては、管理責任者を定めて、防犯カメラで撮影した画像を適正に取り扱う必要があります。防犯カメラは、その運用を誤れば個人のプライバシーの侵害につながるため、管理責任者は、画像が盗まれたり、社会に出回ったりするようなことは絶対に避けなければなりません。また撮影された画像から知り得た情報も他人に漏らしてはいけません。

3 防犯カメラの設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置場所及び撮影範囲にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

カメラの角度を調整するなど、住宅などの私的空間が映らないようにし、特定の住宅が映りこむ場合は、その所有者・居住者などの同意を得ることが必要です。

4 防犯カメラ設置に関する表示

防犯カメラで撮影される範囲内外の見やすい場所に、防犯カメラが作動している旨及び管理責任者並びに連絡先等を掲示し、住民等に周知しなければなりません。

5 撮影した画像の管理

防犯カメラにより撮影された画像は、次の事項に留意し慎重な管理を行う必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの機器の操作や画像の確認などを行う者を限定する必要があります。管理責任者のほかに、取扱担当者を指定することが妥当です。取扱担当者以外の者が取扱うことのないよう厳重な管理を行わなければなりません。

(2) 画像の保存期間等

画像の保存期間は20日以内を目安とし保存期間を定め、不必要な画像データの保存はやめてください。

画像を保存する場合は、加工することなく、撮影時の状態のまま保存してください。

(3) 画像の厳重な保管

画像は、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、厳重な管理が必要です。IDやパスワードを使用して画像データの流出等が起きないようにしてください。

(4) 画像の複写

必要な場合を除き、画像を複写しないでください。また、画像を記録した記録媒体を保管する場合には、施錠できる保管庫等に保管してください。

(5) 画像の消去

画像は保存期間終了後、すみやかに消去してください。さらに、記録媒体を破棄する場合には、破砕処理等を行ってから破棄してください。

(6) 画像の提供

画像は、次の場合を例外として、第三者への提供を禁止してください。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

画像の提供にあたっては、提供先、日時、画像の内容、目的、理由などの基準を定め、適正に運用してください。

(7) 画像の視聴

モニター等により視聴をする場合は、モニター視聴簿等にその都度記録し、管理責任者の許可を受けるようにしてください。

6 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せに対し、管理責任者はあらかじめ対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応してください。

第3 運用基準等の策定

防犯カメラの設置者は、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を盛り込んだ運用基準等を定めてください。

〇〇〇自治会防犯カメラ運用基準（例）

1 目的

この規程は、住民の安全安心な暮らしの確保及び犯罪の抑止を目的として〇〇自治会に設置される防犯カメラについて、撮影された画像等の管理及び運用に関する基本的事項を定めることにより、当該防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

2 管理責任者等

防犯カメラ及び画像の適正な運用を図るため、管理責任者及び取扱責任者を次の通り指定する。

(1) 管理責任者

〇〇自治会長 〇〇 〇〇（役職、個人名を記載）

(2) 取扱担当者

〇〇 〇〇（個人名を記載）

3 設置場所及び設置表示

(1) 防犯カメラ 〇台

(2) 設置場所 奈良市〇〇町〇〇〇番地（別図のとおり）

(3) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、カメラが作動中である旨及び管理責任者並びに連絡先を記載したプレート等を設置する。

4 管理責任者及び取扱責任者

(1) 管理責任者は、防犯カメラ及び画像を適正に管理するとともに、取扱責任者は、管理責任者を補佐しなければならない。

(2) 管理責任者及び取扱担当者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 画像の保管と消去

(1) 画像を保管する場合は、撮影時のまま保存し、加工はしない。また、不必要な複写は実施しない。

(2) 画像の保存期間は、〇日間とし、保存期間終了後は速やかに消去するものとする。また、記録媒体を破棄する場合には、破砕処理等を行ってから破棄するものとする。

(3) 画像を記録した記録媒体を保管する場合は、施錠できる保管容器に保管すること。（保管場所、容器の指定及び鍵の管理を定める。）

6 画像の提供制限

(1) 画像の提供は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らしてはならない。

(2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者への提供はしないこと。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により、捜査機関から公文書により要請があった場合

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 個人が特定され、本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、適切かつ迅速に処理する。